

菊池基署発 0715 第 3 号
令和 8 年 7 月 15 日

事業主 各位

菊池労働基準監督署長

法定の労働安全衛生管理体制の確立について（周知・要請）

日頃より、労働基準行政について、格別の御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、当署管内における休業 4 日以上の労働災害発生状況を見ますと、令和 6 年は 499 件（新型コロナウイルス感染症り患者数を除く。）であり、ここ 10 年で最も多い件数となりました。うち死亡労働災害は 6 件であり、建設業、社会福祉施設、小売業といった様々な業種において発生している状況です。

この点、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）では、事業場を一つの適用単位として、その業種、労働者数等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任、安全衛生委員会又は衛生委員会の設置を義務づけています。

これらの選任及び配置、委員会の設置及び運営による安全衛生管理体制の確立は、労働災害防止等の取組みを進めるために不可欠です。

ついては、下記の資料等を参考にいただき、各事業場における安全衛生管理体制の状況を点検いただき、必要な選任手続き及び当署への報告をいただきますようお願い申し上げます。

なお、産業医につきましては解任した際も報告を義務付ける省令改正が行われ、8 月 1 日から施行しますので、御留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

御不明な点等がございましたら、担当部署あて御連絡ください。

記

1. 安全管理体制について

適用単位（事業場）

事業場は、場所的観念で決定し、同一の場所にあるものは一つの事業場、場所的に分散しているものは別の事業場ととらえるのが原則であること。

選任すべき総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医・安全（衛生）推進者

詳細は別添パンフレット（菊池労働基準監督署版「安全衛生管理体制のあらまし」）のとおり。

業種、規模に応じて選任する必要があり、資格要件があることに留意すること。

安全衛生委員会又は衛生委員会

詳細は別添パンフレットのとおり。

月1回以上の開催が必要であること。また、委員会の構成員について法定要件を満たす必要があること。

2. 選任の手続き及び報告について

選任手続き

詳細は別添パンフレットのとおり。

選任されていない場合は、上記1(2)に留意し、速やかに選任すること。

電子申請による選任報告

別添パンフレットのとおり。

統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任に関しては、当署あてに資格要件を示す書面等を添付の上、選任の報告をすること。

この点、安全(衛生)推進者に関しては、選任報告の義務はないこと。

また、電子申請をする際のe-Gov(電子政府の総合窓口)に関する御不明な点は、専用ヘルプデスク(050-3786-2225)にお問い合わせください。

なお、電子申請によることが困難な場合は、書面による報告の余地もあること。

【選任報告様式掲載ページ】

「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/20.html>

3. 産業医関係について

産業医については、実態として、外部の病院等に所属する産業医資格を持った医師と契約を締結することによって選任に至ることが通常であるから、その職務及び権限を把握し、必要な連携をすることが必要であること。

なお、解任の際も選任した場合と同様に報告を義務付ける労働安全衛生規則の改正がなされ、8月1日から施行されること。

【参考】

リーフレット：産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

参考サービス：熊本県の事業場と産業医をつなぐマッチングサイト

URL：

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/net/>



4 . 担当部署

菊池労働基準監督署 安全衛生課

T E L : 0 9 6 8 - 2 8 - 2 6 6 8

安全衛生管理体制のあらまし

～ 事業場の労働災害防止のための体制整備をお願いします～

Point!!

労働者数50名未満

1 安全衛生推進者等の選任

- 労働者数10～49名の事業場は、業種に応じて、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生管理等を担当させます。
- 選任後、関係労働者に氏名を周知します。

2 職場集会、懇談会等の開催

- 労働者50名未満の事業場には安全衛生委員会の設置義務はありません。代わりに、集会等により、労働者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

Point!!

労働者数50名以上

1 安全管理者・衛生管理者・産業医等の選任

- 労働者50名以上の事業場は、業種と労働者数に応じて、安全管理者・衛生管理者・産業医等を選任します。
- 選任後、遅滞なく労働基準監督署に報告することが必要です。

2 安全衛生委員会等の設置・運営

- 労働者50名以上の事業場は、業種と労働者数に応じて、安全衛生委員会等を設置し、安全衛生に関する事項を調査審議させる必要があります。

「労働者数」カウントの考え方

- 労働者数は、企業単位ではなく、「事業場単位」です。
法人としての規模、企業としての規模ではなく、事業場（工場、営業所、店舗等）それぞれの労働者数によります。また、事業場は、場所的観念で決定し、同一の場所にあるものは一つの事業場、場所的に分散しているものは別の事業場ととらえるのが原則です。
- 労働者数には、パートタイマー、臨時的労働者等も含めて、常態としての数をカウントします。



1 安全衛生推進者等の選任について

労働者数10名以上50名未満の事業場は、業種に応じ安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生管理等を担当させなければなりません。また、選任後、関係労働者に氏名を周知させます。

安全衛生推進者等 労働安全衛生法第12条の2（労働安全衛生規則第12条の2～4） <安全衛生推進者の選任を要する事業場> <衛生推進者の選任を要する事業場>

業種	規模	業種	規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	10名以上50名未満	左記以外の業種	10名以上50名未満
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業			

資格要件

- 事業場に専属の者から選任する場合 次のいずれかに該当
（安衛則第12条の3、63.9.5労働省告示第80号「安全衛生推進者等の選任に関する基準」）
選任の区分に応じ、「安全衛生推進者講習」又は「衛生推進者講習」を修了した者
（都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習であること）
学歴に応じ、下表の安全衛生の実務経験を有する者

学歴	安全衛生の実務経験
大学・高等専門学校卒	1年以上
高等学校等卒	3年以上
上記以外	5年以上

その他、厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者（ ）

- 事業場に専属でない者から選任する場合 次のいずれかに該当
（安衛則第12条の3、63.9.1労働省告示第73号「労働安全衛生規則第12条の3第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）
労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
安全管理者又は衛生管理者となる資格を有する者で、資格取得後、5年以上の安全衛生の実務経験を有する者（衛生推進者にあつては、衛生の実務）

ただし、一人の非専属の安全衛生推進者等が担当し得る事業場の数は、次の各基準を目安とすること（昭和63年12月9日付け基発748号）

- イ 担当する事業場数は、おおむね10以内
ロ 各事業場の作業場等を週一回以上巡視することができること

（ ）労働基準局長が定める者（昭和63年12月9日付け基発第748号）

【安全衛生推進者については次のような者が該当すること】

- イ 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者
ロ、ハ 安全管理者又は衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生又は安全の実務に従事した経験を有するもの
ニ 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
ホ 元方安全衛生管理者の資格を有する者
ヘ 労働安全衛生法第25条の2第2項の労働省令で定める資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
ト、チ 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント
リ 昭和49年3月4日付け基発第112号に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習を修了した者
ヌ、ル 安全推進員講習又は労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上衛生又は安全の実務に従事した経験を有するもの
ヲ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の養成訓練を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
ワ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
【衛生推進者については、次のような者が該当すること。】

- イ 衛生管理者の資格を有する者
ロ 労働衛生管理員講習を修了した者
ハ 上のロ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、ヌ、ヲ及びワに掲げた者

簡易な記載としているので、該当者の確認はインターネットから通達本文を検索のこと

安全衛生推進者等の職務（安衛法第12条の2（安衛則第12条の3））

- [1] 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- [2] 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- [3] 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
- [4] 安全衛生教育に関する事。
- [5] 異常な事態における応急措置に関する事。
- [6] 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- [7] 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- [8] 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

昭和63年9月16日付け基発602号

【労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン】

平成26年3月28日付け基発0328第6号

このガイドラインにより、衛生推進者の選任義務がある事業場に対して、増加する労働災害を防止する観点から、「安全衛生推進者」の選任を求めています。

<対象業種>

- ・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

<職務>

1. 職場環境及び作業方法の改善に関する事
例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等
2. 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関する事
例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等
3. 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関する事
例：労働災害を発生させた場合の労働者死傷病報告の作成及び提出 等

2 職場集会、懇談会等の開催

労働者数10名以上50名未満の事業場には、安全衛生委員会等を設置する義務はありません。代わりに、周回、懇談会等（名称を問わない。）で労働者の意見を聞くための機会を設けなければなりません。

労働者の意見を聞く機会（職場集会、懇談会等の開催）

安衛則第23条の2

- この集会の名称は問いません。現行の会議体を利用することも可能です。
- 50名に近い又は50名を超える予定がある場合は、安全衛生委員会の設置に努めましょう。

3 安全管理者 / 衛生管理者 / 産業医の選任

労働者数50名以上の事業場は、業務と規模に応じて、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全管理、衛生管理、健康管理等の職務を行わせる必要があります。また、選任後、遅滞なく監督署に報告します。

総括安全衛生管理者（労働安全衛生法第10条、労働安全衛生規則第2条～）

● 選任を要する事業場

業種	規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

● 資格要件

社長、工場長、所長、店長、支店長などの事業の実施を実質的に統括管理する権限・責任を有する者

安全管理者（労働安全衛生法第11条、労働安全衛生規則第4条～）

● 選任を要する事業場

業種	規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	50人以上
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	

● 専任の安全管理者

業種	規模
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
安全管理者の選任が必要な上記以外の業種	2,000人以上

● 資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当する者
「安全管理者選任時講習」を修了し、かつ下表の産業安全実務に従事した経験を有する者

学歴		産業安全実務
大学・高等専門学校卒	理科系統 （機械工学、土木工学、農業土木、化学等）	2年以上
	理科系統以外	4年以上
高等学校等卒	理科系等 （機械、金属工学、造船等）	4年以上
	理科系統以外	6年以上
上記以外の者		7年以上
その他	職業能力開発促進法に基づく職業訓練等の修了者で、告示に定める産業安全の実務を有する者	

労働安全コンサルタント

平成18年10月1日時点において安全管理者として選任された経験が2年以上ある者（平成18年厚生労働省令第1号第2条による経過措置）

産業安全の実務には、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨でなく、生産ラインにおける管理業務も含む。

「安全管理者選任時講習」実施機関

・（一社）熊本県労働基準協会

所在地：熊本市北区貢町691-1

TEL：096-245-7821

URL：<https://www.kumaroukikyo.or.jp/>

QRコード



衛生管理者（労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条～）

- 選任を要する事業場及び選任数
- | 労働者数 | 選任数 |
|--------------|-----|
| 50～200名 | 1人 |
| 201～500名 | 2人 |
| 501～1,000名 | 3人 |
| 1,001～2,000名 | 4人 |
| 2,001～3,000名 | 5人 |
| 3,001名～ | 6人 |
- 常時50名以上の労働者を使用する全ての事業場**
- 選任の衛生管理者
- 次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を専任の衛生管理者（他の職務を兼務しない）とすること

- 業種にかかわらず、常時1,000名を超える労働者を使用する事業場
- 常時500名を超える労働者を使用し、かつ表1の業務に常時30名以上の労働者を従事させる事業場
- 衛生工学衛生管理者
- 次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者免許取得者から選任すること
- ・ 常時500人を超える労働者を使用し、かつ下表1の1,3,4,5,9の業務に常時30名以上の労働者を従事させる事業場

【参考】第一種衛生管理者を無試験で取得できる者

- ・ 大学又は高等専門学校で医学に関する課程を収めて卒業した者
- ・ 所定の大学の保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で、所定の学科目等を修めた者
- ・ 保健師免許、薬剤師免許を受けた者等

- 選任要件
- 事業場に専属の者で、次のいずれかに該当業種に応じ、家業のいずれかの資格を保有
- | 業種 | 資格（免許） |
|---|-----------------------------------|
| 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業 | 衛生工学衛生管理者
第一種衛生管理者 |
| その他の業種 | 衛生工学衛生管理者
第一種衛生管理者
第二種衛生管理者 |

- 衛生管理者（他の職務を兼務しない）とすること
- ア 業種にかかわらず、常時1,000名を超える労働者を使用する事業場
- イ 常時500名を超える労働者を使用し、かつ表1の業務に常時30名以上の労働者を従事させる事業場
- 衛生工学衛生管理者
- 次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者免許取得者から選任すること
- ・ 常時500人を超える労働者を使用し、かつ下表1の1,3,4,5,9の業務に常時30名以上の労働者を従事させる事業場
- 業種によらず、次のいずれか
- ア 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント
- イ 保健体育若しくは保健教科の中・高・養護教諭免許を有するもので、学校に在籍（常勤）
- ウ 保健体育に関する科目を担当する大学、高等専門学校教授、准教授、講師（常勤）

表1 労働基準法施行規則第18条の業務

1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

5. 異常気圧下における業務

6. 削岩機、びょう打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
7. 重量物の取扱い等重激なる業務

8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

9. 鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

10. 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

「第一種・第二種衛生管理者免許試験」実施機関

- ・（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

所在地：福岡県久留米市東合川5-9-3

TEL：0942-43-3381

URL：https://www.exam.or.jp/center_kyushu/

QRコード



産業医（労働安全衛生法第13条、労働安全衛生規則第13条～）

- 選任を要する事業場及び選任数

常時50名以上の労働者を使用する全ての事業場

労働者数	選任数
50～3,000名	1人
3,001名～	2人

- 専属の産業医
次に該当する事業場は、事業場に専属の産業医を選任すること
 - ・ 業種にかかわらず、常時1,000名の労働者を使用する事業場
 - ・ 表2の業務に常時500名以上の労働者を従事させる事業場

- 資格要件
「医師」であり、次のいずれかに該当
- | | |
|---|--|
| 1 | 厚生労働大臣が指定する者が行う次の研修を修了した者 <ul style="list-style-type: none">・ 日本医師会の産業医学基礎研修・ 産業医科大学の産業医学基本講座 |
| 2 | 厚生労働大臣が指定数る産業医科大学等の医学の正規の過程を修めて卒業した者で、その大学が行う実習を履修した者 |
| 3 | 労働衛生コンサルタント試験（試験区分/保健衛生）に合格した者 |
| 4 | 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり、又はあった者（常勤） |
| 5 | 労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者 |
| 6 | 平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者（平成8年労働省令第35条第2条による経過措置） |
| 7 | 上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者（平成8年労働省令第35条第2条による経過措置） |

表2 安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

- | | |
|-------------------------------------|---|
| イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 | リ 坑内における業務 |
| ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 | ヌ 深夜業を含む業務 |
| ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 | ル 水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 |
| ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 | ヲ 鉛、水銀、クロム、砒ひ素、黄りん、弗ふつ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務 |
| ホ 異常気圧下における業務 | ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務 |
| ヘ さく岩機、びょう打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 | カ その他厚生労働大臣が定める業務 |
| ト 重量物の取扱い等重激な業務 | |
| チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 | |

4 選任手続き及び職務

- 選任は14日以内に
各管理者、産業医は、事業場規模が定められた規模に達するなどした場合は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること
- 監督署に報告すること
選任後は、遅滞なく、管轄の労働基準監督署に報告してください

【選任手続きは電子申請で！！】

令和7年1月1日から労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されています。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

労働安全衛生法関係の
届出・申請等帳票印刷に係る
入力支援サービス

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



入力支援サービス

検索



安全（衛生）推進者には選任報告手続きがありません。

各管理者・産業医の職務ほか（労働安全衛生法第10、11、12、13条）

● 総括安全衛生管理者

安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、次の業務を統括管理すること。

- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置(健診結果に基づく事後措置、作業環境の維持管理、作業の管理及び健康教育、健康相談等)に関すること
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- その他の労働災害を防止するため必要な業務

● 安全管理者

(1) 安全管理者は、主に次の業務を行うこと。

- 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止措置(設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。)
 - 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的な点検及び整備
 - 作業の安全についての教育及び訓練
 - 発生した災害原因の調査及び対策の検討
 - 消防及び避難の訓練
 - 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
 - その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置など(昭和47.9.18基発第601号の1)
- (2) 巡視及び権限の付与
- 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じること。
- 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えること。

● 衛生管理者

(1) 衛生管理者は、主に次の業務を行うこと。

- 健康に異常のある者の発見及び処置
- 作業環境の衛生上の調査
- 作業条件、施設等の衛生上の改善
- 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

(2) 衛生工学衛生管理者の管理すべき事項

- 作業環境の測定及びその評価
- 作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等
- 作業方法の衛生工学的改善
- その他職務上の記録の整備等

(3) 巡視及び権限の付与

- 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。
- 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えること。

● 産業医

(1) 産業医は、主に次の業務を行うこと。

健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
労働安全衛生法第66条の8第1項及び同法第66条の8の2第1項に規定する面接指導並びに同法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

作業環境の維持管理に関すること

作業の管理に関すること

労働者の健康管理に関すること

健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること

衛生教育に関すること

労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
なお、産業医は、これらの業務を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて誠実にその職務を行うこと。

(2) 勧告等労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導、助言をすることができる。

さらに、衛生委員会等に対して、労働者の健康確保のため、必要な調査審議を求めることができる。ただし、勧告をしようとするときは、その趣旨も含めて事業者十分に理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、あらかじめ、勧告の内容について事業者の意見を求めることが必要。

なお、事業者は産業医からの勧告があった際は、衛生委員会又は安全衛生委員会に報告するとともに、その勧告を尊重し、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合は、その旨・その理由)を記録し、3年間保存すること。

(3) 定期巡視少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

ただし、次の事項が産業医に提供されている場合で、事業者からの同意があった場合は、少なくとも2か月に1回とすることができる。

衛生管理者が行う職場巡視の結果

労働者の健康障害防止や健康保持のために必要な事項であって衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て産業医に提供することとした情報

(4) 産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めること

Advanced (産業医との連携を!!)

(5) 権限の付与

事業者は産業医に対し、必要な職務をなし得る権限を与えること。

この権限には、次のものがある

ア 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べる権限

イ 産業医の職務を実施する上で必要な情報を労働者から収集する権限

ウ 労働者の健康を確保するため緊急の必要性がある場合において、労働者に対して必要な措置をとることを指示する権限

(6) 産業医に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供

産業医に対して、次の情報を提供すること

健康診断実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報

長時間労働者に対する面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報

ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報

時間外・休日労働1か月あたり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報

5 安全・衛生委員会の設置と開催

労働者が50名以上の事業場は、業種と規模に応じて、安全・衛生委員会を設置し、労働安全衛生に関する事項を調査審議させることが必要です。

委員会の設置（労働安全衛生法17条～）

- 安全委員会を設けるべき事業場

業種	規模
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業の一部の業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50名以上
製造業のうち上記以外の業種、運送業のうち上記以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・什器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100名以上

それぞれの設置に替えて
【安全衛生委員会】
を設置できる

- 衛生委員会を設けるべき事業場

常時50名以上の労働者を使用するすべての事業場

委員の構成（労働安全衛生法17条～）

<使用者側>

議長

<労働者側>

（例）安全衛生委員会設置の場合

Point!!

- 委員会の委員長（議長）には、工場長、支店長等事業を総括管理する責任者、又はこれに準ずる者を置くこと
- 安全管理者、衛生管理者、産業医をそれぞれ1名ずつ以上、委員に含めること
- 労使が一体となって、安全衛生活動に取り組めるよう、労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、委員の半数については労働組合の推薦に基づき指名すること
- そういった労働組合がない場合は、労働者の過半数で代表する者の推薦に基づき選任を行うこと

委員会の開催（労働安全衛生法17条～）

- 委員会は毎月1回以上開催すること
- 委員会の開催の都度、遅滞なく、議事の概要を労働者に周知させること
- 委員会における議事で重要なものについては記録を作成し、3年間保存すること
- 定足数の定めはないので、欠席者が生じる場合の開催手続きは事前に申し合わせしておくこと

委員会の付議事項（労働安全衛生法17条～）

安全委員会	衛生委員会
労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事。 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項	労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

安全委員会の 、衛生委員会の に関する事項には、次の事項があること

- [ア] 安全衛生に関する規程の作成に関する事。
- [イ] 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全衛生に関する事。
- [ウ] 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- [エ] 安全衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- [オ] 法第57条の4第1項及び第57条の5第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- [カ] 法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
- [キ] 定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- [ク] 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- [ケ] 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
- [コ] 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。
- [サ] 第577条の2第1項の規定により講ずる措置に関する事。
- [シ] 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止及び健康障害の防止に関する事。

【参考】職場のあんぜんサイト（URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>）

厚生労働省等が発信する安全衛生に関する情報をわかりやすく取りまとめたサイトです。

- ・災害事例
- ・ヒヤリハット教材
- ・リスクアセスメント教材

など、様々なコンテンツが豊富に掲載されています。

職場における安全衛生管理活動にぜひともお役立てください。





菊池労働基準監督署

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。



Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督書にする必要があります。
- 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載する必要があります。

裏面（産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行わなければならないこと）へ



事業者が行わなければならないこと

- ◆ 産業医は、衛生委員会等に参画したり、職場巡視を行ったり、労働者の健康管理等を行います。その活動が効果的なものとなるため、事業者は次のことが必要です。

○ 労働者の健康管理等のために必要な権限を産業医に付与

- 事業者が産業医に付与するべき権限には次のことが含まれます。
 - ・ 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
 - ・ 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
 - ・ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

○ 労働者の健康管理等のために必要な情報の産業医への提供

- 産業医に対して、次の情報を提供することが必要です。
 - ・ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後の講じた措置又は講じようとする措置
 - ・ 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
 - ・ 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

○ 産業医から受けた勧告を受けたときの衛生委員会等への報告等

- 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告ができます※。事業者は、その勧告を尊重しなければなりません。

※労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等に係る作業環境に関してもその事業場の産業医は勧告することができます。

- 勧告を受けたときは、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容を衛生委員会等に報告する必要があります。また、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容を記録し、3年間保存しなければなりません。
- 産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることもできます。

○ 産業医等の業務の内容等の労働者への周知

- 産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を労働者に周知する必要があります。

